

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

せこぐち よしふみ
人権文化部長 世古口 善史



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

人権文化部は、「人権尊重のまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」の推進に取り組みます。

「人権尊重のまちづくり」を進める上では、どのような差別もけっして許されるものではないという認識をもって、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちをめざして、施策に取り組むとともに、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」については、昨年開館した東大阪市文化創造館をはじめとしたさまざまな場所で、これまで以上に、市民の皆様が文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加いただけるよう取り組みを進めます。あわせて、郷土の貴重な財産である文化財の保存と活用を進めることで、本市のもつ魅力をより多くの市民の皆様感じていただくことをめざしていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大という新たな状況の中、これまで以上に当部の役割の重要性を再認識するとともに、施策の再構築の必要を感じています。

令和元年度の振り返り

人権尊重のまちづくりにおいては、人権課題の多様化・複雑化に対応すべく、年間を通じて様々なテーマで市民人権講座を行うとともに、街頭での啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施し、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」ことをめざした取り組みを進めました。重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）の被害者への相談支援については、関係機関との連携をより進めるとともに、相談体制を強化いたしました。

多文化共生社会の実現に向けた取り組みについては、多言語翻訳機の導入やベトナム語対応スタッフの配置などにより「多文化共生情報プラザ」を情報提供及び相談窓口として充実させました。

また、ラグビーワールドカップ2019の開催にあわせ、「文化のまち東大阪市」の魅力を市内外への発信に取り組むとともに、「文化と芸術が生まれる空間」、「創造を発信する拠点」、そして「人とまちと文化を結ぶ交差点」という役割を担い、新たな本市の文化芸術活動の拠点とすることをめざし、東大阪市文化創造館を9月に開館いたしました。